

平成 29 年度 再評価点検表（内部評価）

1 事業概要

事業名	主要地方道富田林太子線 歩道整備事業	
担当部署	都市整備部 交通道路室 道路環境課 交通安全施設グループ（連絡先 06-6944-9283）	
事業箇所	富田林市富田林町 地内	
再評価理由	・事業採択後 10 年を経過した時点で継続中	
事業目的	歩行者、自転車と車両が交錯し危険な状況である歩道未整備区間において、歩道を整備することにより、歩行者等の安全と交通の利便性の向上を図ることを目的とする事業である。	
事業内容	○歩道整備 事業延長：L=300m 道路幅員：12.0m 車道：2車線[3.0m×2] 歩道：両側[2.5m×2]	
事業費 （ ）内の数値は 事前評価時点のもの	全体事業費：約 1.75 億円（約 1.75 億円）〔国：0.96 億円、府：0.79 億円〕 (内訳) 調査費等 約 0.03 億円（約 0.03 億円） 用地費 約 1.02 億円（約 1.02 億円） 工事費 約 0.7 億円（約 0.7 億円）	【工事費の内訳】 歩道整備 約 0.7 億円（約 0.7 億円）
事業費の変更理由	—	
維持管理費	約 50 万円／年〔道路部：33 万円／千㎡・年（過去 5 年府内実績より算出）〕	

2 事業の必要性等に関する視点

	事前評価時点 H19	再評価時点 H29	変動要因の分析
事業を巡る社会 経済情勢等の変化	当該事業箇所は、バリアフリー法に基づき、富田林市が平成 19 年 3 月に策定した、「富田林市交通等バリアフリー基本構想（富田林西口駅周辺地区）」において、重点整備地区内の生活関連経路に指定されており、バリアフリーに対応した歩道整備が急務となっている。 ○交通センサスデータ（平成 17 年） 自動車交通量：1,966 台/12h 自転車交通量：67 台/日 歩行者交通量：30 人/日 ○交通事故発生状況 H13～H17：50 件（うち死亡事故：0 件）	当該事業箇所は、バリアフリー法に基づき、富田林市が平成 19 年 3 月に策定した、「富田林市交通等バリアフリー基本構想（富田林西口駅周辺地区）」において、重点整備地区内の生活関連経路に指定されており、バリアフリーに対応した歩道整備が急務となっている。 ○交通センサスデータ（平成 27 年） 自動車交通量：1,695 台/12h 自転車交通量：56 台/日 歩行者交通量：34 人/日 ○交通事故発生状況 H24～H28：27 件（うち死亡事故：0 件）	—
地元の 協力体制等	地元市等から早期整備要望がなされている。	地元市等から早期整備要望がなされている。	
	事前評価時点 H19	再評価時点 H29	変動要因の分析
事業の投資効果 <費用便益分析> または <代替指標>	・交通安全事業における費用便益の測定手法が確立されていない。		
事業効果の 定性的分析 (安心・安全、活力、 快適性等の有効性)	【効果項目】 〔安全・安心〕 歩行者と自動車の分離を図ることによる、歩行者の安全を確保する。 〔活力〕 誰もが安心して社会参加できる生活空間の形成（バリアフリー化の推進・歩行者交通等の利便性向上） 〔快適性〕 交通利便性の向上 【受益者】 道路利用者		—

	事前評価時点 H19	再評価時点 H29	変動要因の分析
事業の進捗状況 ＜経過＞ ①事業採択年度 ②事業着工年度 ③完成予定年度	①平成 20 年度 ②平成 20 年度 ③平成 23 年度	①平成 20 年度 ②平成 20 年度 ③平成 31 年度	一部地権者同士の境界確定に時間を要していることによる遅延。
＜進捗状況＞	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体 66% (1.15 億円/1.75 億円)</li> <li>・調査費等 100% (0.03 億円/0.03 億円)</li> <li>・用地 51% (0.52 億円/1.02 億円)</li> <li>・工事 86% (0.6 億円/0.7 億円)</li> </ul>	
事業の必要性等に関する視点	歩行者の安全と交通の利便性の向上を目的とする事業であり、本事業区間においては、歩道整備が進み事故が減少しているものの、依然として、交通事故件数も多いことから、事業の必要性に変化はない。		

### 3 事業の進捗の見込みの視点

事業の進捗の見込みの視点	境界確定作業が難航し、時間を要しているものの、地権者は事業に対して協力的であり、引き続き歩道整備に取り組んでいく。
--------------	---

### 4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	当該事業区間は、富田林市交通等バリアフリー基本構想（近鉄富田林駅・富田林西口駅周辺地区）における特定道路に位置づけられており、府営清水住宅を結ぶ最短の経路であり、また、歩行者等の安全確保と移動の円滑化のため、本ルートにおける歩道設置が最適と考えられる。
---------------------	--

### 5 特記事項

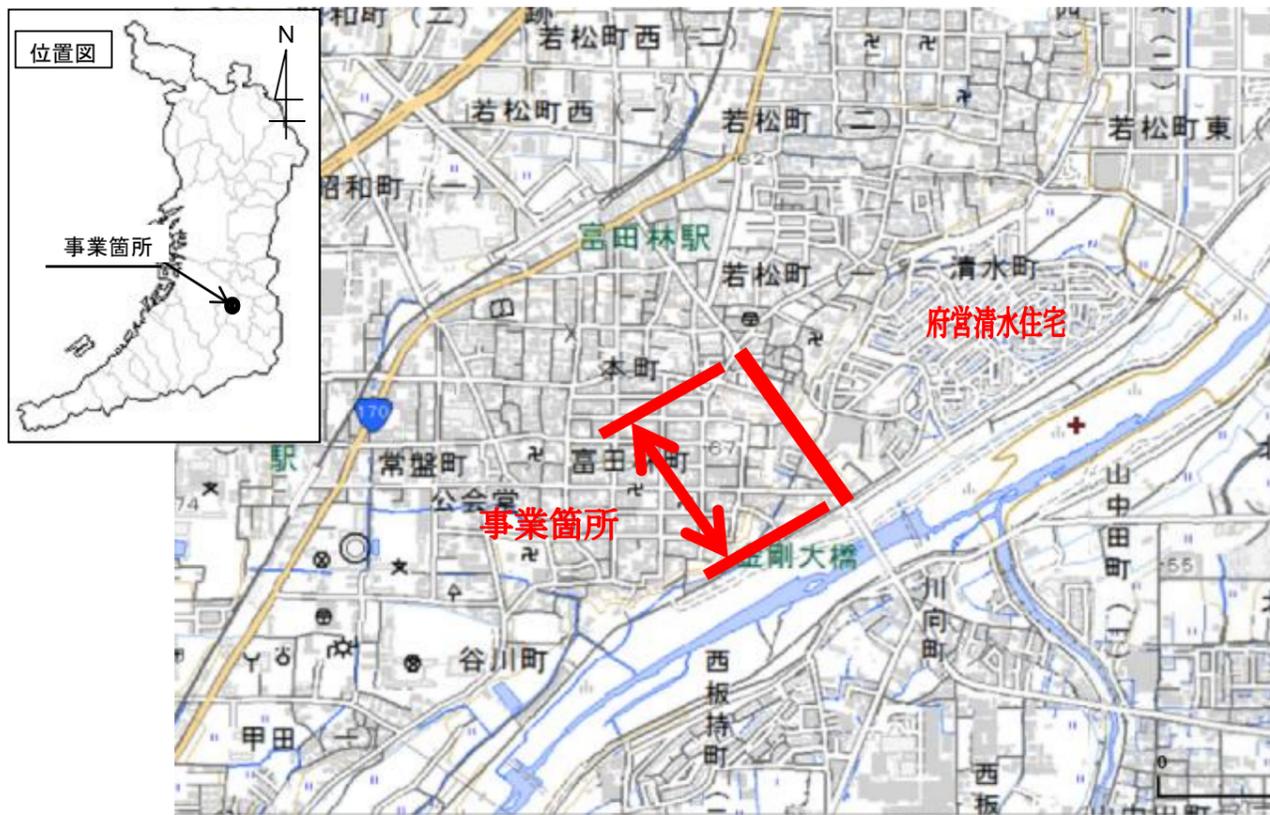
自然環境等への影響とその対策	一部用地確保を行うが、周辺は市街地が形成されており、本事業において新たに自然環境に影響をあたえることはない。
事前評価時の意見具申（付帯意見）と府の対応	—
上位計画等	○「大阪府都市整備中期計画（案）改定版(H28.3)」
その他特記事項	

### 6 評価結果

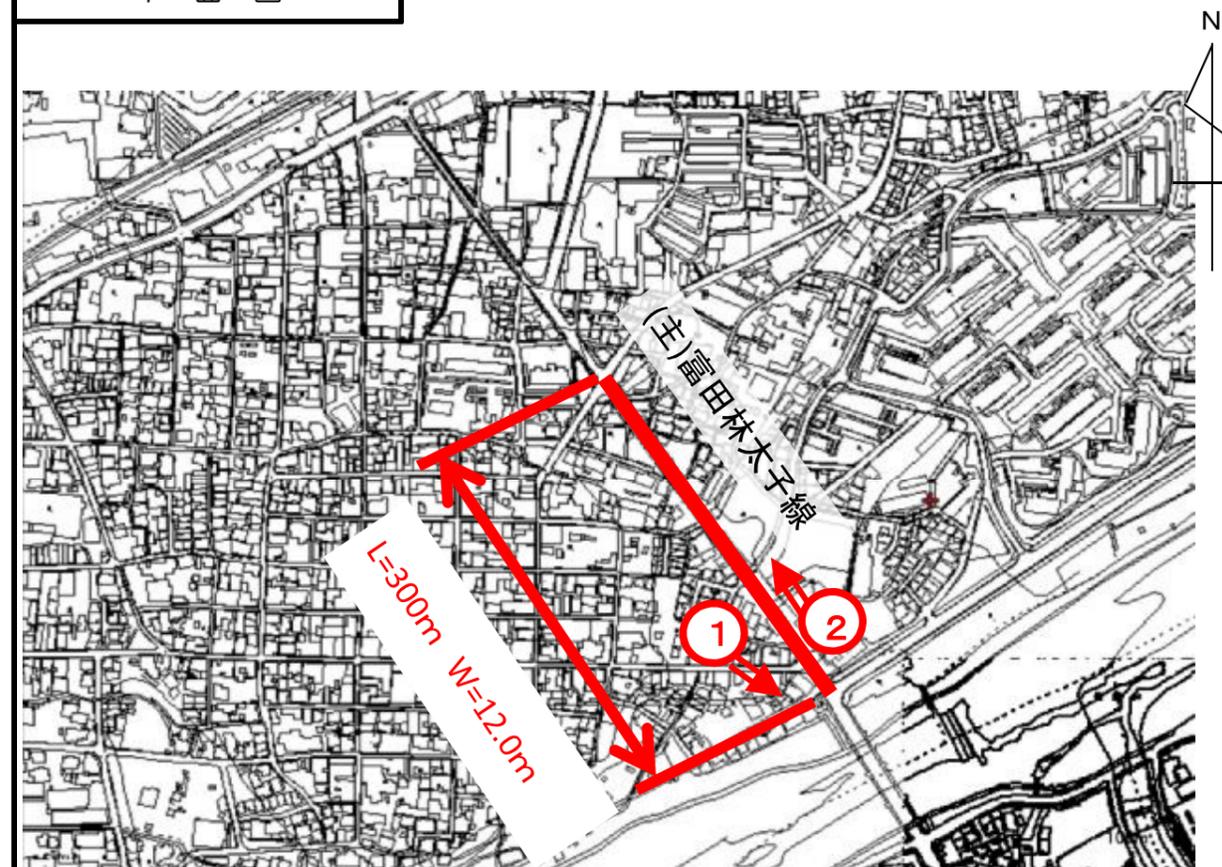
評価結果	<p>○事業継続</p> <p>＜判断の理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施について、歩道整備が進んでおり、事故が減少しているものの、依然として交通事故が多発している。一部地権者同士の境界が未確定であるが、事業の必要性に変化がない。</li> </ul> <p>以上の理由から、事業を継続する。</p>
------	---

平成29年度 再評価 (富田林太子線 歩道整備事業)

事業箇所図



平面図



現況写真



標準断面図

